


凡例

 : 計画地

 : 景観・風景調査地点 (→は撮影方向)

..... : 景観・風景調査ルート



図 9-15-2 景観・風景調査位置図(詳細)

9-16 人と自然との触れ合いの活動の場

9-16-1 調査

(1) 調査内容

- 1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況(位置、分布状況等)
- 2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の立地環境
- 3) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況、利用形態等

(2) 調査方法

調査は既存資料調査及び現地踏査及び写真撮影により、上記調査項目における情報を収集し、その結果を整理・解析した。

(3) 調査地点及び区域

人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点及び区域は、事業の実施に伴う環境影響を受けるおそれがある2地点及び1区域とし、図9-16-1に示すとおりである。抽出した人と自然との触れ合いの活動の場の調査場所は、表9-16-1に示すとおりである。

表 9-16-1 人と自然との触れ合いの活動の場の調査場所

番号	場 所	設定理由
1	笹子河川親水公園	多目的スポーツ広場、憩いの場である公園の利用状況を把握する
2	滝子山登山口	滝子山への登山客の状況を把握する
3	笹子川本川流域	計画地周辺の釣り客及び川遊びの利用状況を把握する

(4) 調査時期・頻度

人と自然との触れ合いの活動の場の調査時期・頻度は、4季(春、夏、秋、冬季)、各季節の休日に行った。

9-16-2 予測

(1) 予測内容

1) 存在・供用時

発電所の存在による人と自然との触れ合いの活動の場を与える影響

(2) 予測方法

現地調査及び景観の予測結果に基づき、事業の実施による人と自然との触れ合いの活動の場の空間特性の変化を予測し、それに伴う活動・利用への影響及び変化の程度について予測する手法とした。

(3) 予測地域・予測地点

予測地域は、上記調査地点及び区域の笹子河川親水公園、滝子山登山口及び笹子川流域の2地点・1地域とした。

(4) 予測対象時期

発電所の存在・供用時とした。

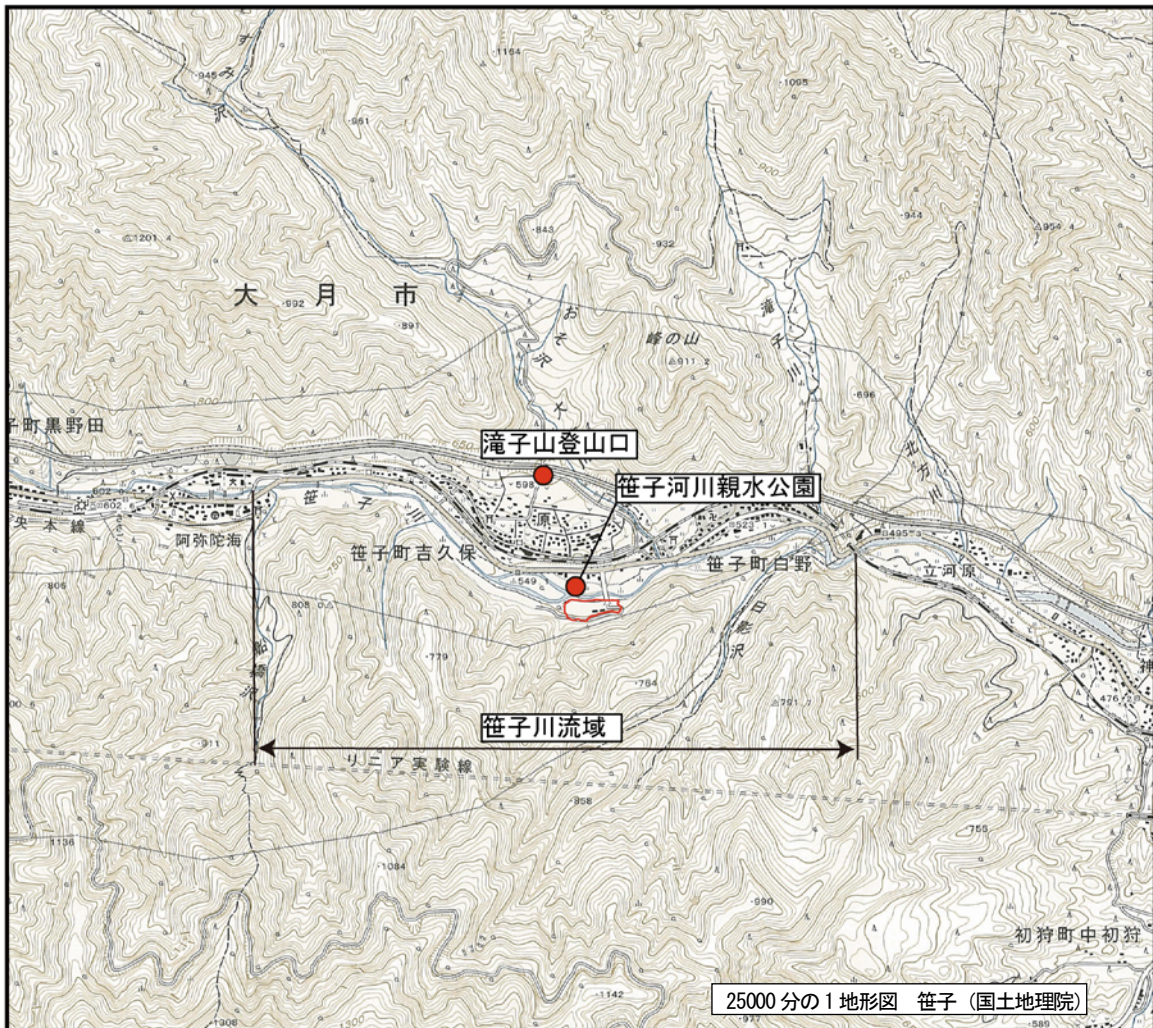
9-16-3 評価

(1) 評価方法

- 1) 人と自然との触れ合いの活動の場への影響が事業者により実行可能な範囲内で、回避、低減され、または必要な場合には代償されるかどうかを明らかにした。
- 2) 現況の人と自然との触れ合いの活動の場の状況と予測結果との間に整合が図られるかどうかを明らかにした。

(2) 環境保全に関する配慮方針

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全に努める。



凡例

 : 計画地

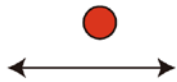
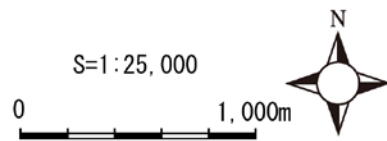
 : 人と自然との触れ合いの活動の場 調査地点・ルート

図9-16-1 人と自然との触れ合いの活動の場 調査位置図



9-17 廃棄物・発生土

9-17-1 調査

既存資料調査及び現地調査は行わず、予測による評価とした。

9-17-2 予測

(1) 予測内容

1) 工事中

廃棄物の種類及び種類毎の排出量及び処理の状況を予測した。なお、掘削工事等に
伴う発生土については、全てを埋戻し土として計画地内で再利用する計画であること
から、予測を行わないこととした。

2) 存在・供用時

発電所の稼働に伴う水の使用量、焼却灰・汚泥の処理の状況。

(2) 予測方法

1) 工事中

予測は工事計画に基づき行った。

2) 存在・供用時

発電所の稼働計画に基づき行った。

(3) 予測地域・予測地点

1) 工事中

計画地とした。

2) 存在・供用時

計画地とした。

(4) 予測対象時期

1) 工事中

工事期間とした。

2) 存在・供用時

発電所の稼働が定常状態（試運転後3ヶ月目）となる時期とした。

9-17-3 評価

(1) 評価方法

1) 工事中

- ① 廃棄物の排出が、事業者により実行可能な範囲内で、回避、低減され、また必要な場合には代償されるかどうかを明らかにした。
- ② 山梨県環境基本計画等と予測結果との間に整合が図られるかどうかを明らかにした。

2) 存在・供用時

- ① 水の使用量、焼却灰・汚泥の処理が、事業者により実行可能な範囲内で、回避、低減され、また必要な場合には代償されるかどうかを明らかにした。
- ② 山梨県環境基本計画と予測結果との間に整合が図られるかどうかを明らかにした。

(2) 環境保全に関する配慮方針

1) 工事中

- ① 工事中に伴い発生する廃棄物については、適正な処理に努める。

2) 存在・供用時

- ① 発電所の稼働に伴う水の使用量については、水の循環・利用のほか節水機器の導入に努める。
- ② 発電所の稼働に伴い発生する廃棄物については、適正な処理に努める。

9-18 大気汚染物質

9-18-1 調査

既存資料調査及び現地調査は行わず、予測による評価とした。

9-18-2 予測

(1) 予測内容

発電所の稼働に伴い発生する大気汚染物質（ダイオキシン類）、工事中における建設機械の稼働、資材の運搬等の車両走行により発生する大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の排出量及び排出抑制対策の効果の状況を予測した。

(2) 予測方法

発電所の事業計画を検討し、発電設備から発生する排ガス量及び排ガス濃度等の負荷量を算出する方法により行った。

(3) 予測地域・予測地点

計画地とした。

(4) 予測対象時期

工事中及び発電所の稼働状況が定常状態（試運転後3ヶ月目）となる時期とした。

9-18-3 評価

(1) 評価方法

1) 発電所の排出抑制対策が、事業者により実行可能な範囲で、回避、低減され、また必要な場合には代償されるかどうかを明らかにした。

(2) 環境の保全に関する配慮方針

発電所の稼働においては大気汚染物質の排出を抑制する最新の技術を有した装置、建設機械及び資材の運搬等の車両においては最新の大気汚染物質（排出ガス）の低減に適合したものを使用する。

9-19 温室効果ガス等

9-19-1 調査

既存資料調査及び現地調査は行わず、予測による評価とした。

9-19-2 予測

(1) 予測内容

温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量及び排出削減の状況を予測した。

(2) 予測方法

温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量及び排出削減の状況の予測は、活動量当たりの排出原単位に活動量を乗じる方法等により行った。

(3) 予測地域・予測地点

計画地とした。

(4) 予測対象時期

発電所の稼働状況が定常状態（試運転後3ヶ月目）となる時期とした。

9-19-3 評価

(1) 評価方法

1) 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出抑制が、事業者により実行可能な範囲内で、回避、低減され、また必要な場合には代償されるかどうかを明らかにした。

2) 山梨県地球温暖化対策実行計画等と予測結果との間に整合が図られるかどうかを明らかにした。

(2) 環境の保全に関する配慮方針

生木屑チップ等燃料のエネルギーを最大限回収し、効率の良い発電を行うことにより、相対的に化石燃料による発電量を減らすこととなり、二酸化炭素発生量の絶対量を減ずることにより地球温暖化抑制に寄与する。

